

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	福祉保健部福祉総務課									
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称					
	03	01	01	011	更生福祉協力員支援事業					
	中事業	中事業名称			節	細節	細々節	細々節名称		
	01	更生福祉協力員支援事業			19	03	01	社会を明るくする運動補助金		
補助金等の名称	社会を明るくする運動補助金									
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	昭和50	年度	
補助金等の形態	個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他			
支出先名称	東久留米市社会を明るくする運動推進委員会									
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳								
		特定財源					一般財源			
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源				
30年度	100									100
29年度	100									100
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)										
法 令 等										
市条例・要綱等	東久留米市社会を明るくする運動補助金交付要綱									
目的及び効果	市民に対して犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くことを目的とする。									

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である (注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
社会を明るくする運動とは、犯罪防止、更生保護の啓発活動であり、具体的には7月に駅頭活動や市民のつどい・音楽祭等の啓発活動を行っている。市が積極的に取り組むべき内容であることから事業を継続する必要性があり、当日の準備等を推進委員会の関係団体が実施し経費が節減されていることから、現状の方式を継続することが望ましい。
31年度以降の方向性
毎年、実施している「社会を明るくする運動市民のつどい・音楽祭」は更生保護の理解を深めるイベントとして好評であり、今後も継続していく。